



2023年2月2日

各 位

会 社 名 株式会社海帆
代表者名 代表取締役 吉川 元宏
(コード番号：3133 東証グロース)
問合せ先 執行役員管理本部長 水谷 準一
(TEL. 052-586-2666)

(開示事項の経過) 資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ

当社が、2022年11月28日に開示いたしました「資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」、2022年12月15日に開示いたしました「(開示事項の変更) 資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」及び2023年1月31日に開示いたしました「(開示事項の中止)「資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」の中止に関するお知らせ」にて公表しております。開示内容に関して、以下の通りの経過となりましたのでお知らせいたします。

記

1. 資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせの経過

当社は、2022年11月28日に開示いたしました「資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」及び2022年12月15日に開示いたしました「(開示事項の変更) 資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」において、2023年1月31日を効力発生日として資本準備金の額を減少し資本金を増加すること(以下、「本件」という。)としておりましたが、本件に必要な新株予約権の一部行使が本件の効力発生後となる2023年2月分の行使として登録されたことにより、増加する資本金及び資本準備金の額が変動(不足)したため、本件の効力が生じないこととなり、2023年1月31日に開示いたしました「(開示事項の中止)「資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」の中止に関するお知らせ」のとおり、中止となった旨を開示いたしました。

しかしながら、2023年2月1日に信託銀行から受領した「新株予約権の行使ならびに株式交付証明書」において当該新株予約権の行使状況を確認したところ、当社が2023年2月分の行使として登録されたと認識していた新株予約権の一部行使が2023年1月分の行使として登録されており、その後、本日まで信託銀行にも確認のうえ、本件の効力発生に必要な条件を満たしていることが判明いたしました。

そのため、2023年1月31日に開示いたしました「(開示事項の中止)「資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」の中止に関するお知らせ」を取り消し、本件の効力発生をもって、資本準備金の額を減少し資本金が増加したことをお知らせいたします。

2. 減少する資本準備金の額

減少する資本準備金の額 459,130,000円

3. 増加する資本金の額

増加する資本金の額 459,130,000 円

4. 資本準備金の額の減少による資本金の増加の日程

効力発生日 2023 年 1 月 31 日

※2022 年 12 月 15 日に開示いたしました「(開示事項の変更) 資本準備金の額の減少による資本金の増加に関するお知らせ」において、効力発生日を上記日程に変更しております。

5. 今後の見通し

2023 年 1 月 31 日の効力発生日をもって当社の資本金の額は 10 億円となっております。本件が当社の業績に与える影響は軽微であると考えております。

以 上